

地域公共交通会議について

平成18年10月の道路運送法改正により設置できることとなり、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送、運賃に関する事項を協議することが可能。

合意を得た事項については、国の審査において特例を受けることができる。

名称	匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会	地域公共交通会議
根拠	匝瑳市規則第199号	道路運送法
協議対象	市内循環バス	バス、タクシー
協議事項	市内循環バスの運行見直し等	地域に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃等
委員	各地区区長会長、関係団体、バス事業者等 25名	国、県、市、交通事業者、交通事業者の運転手組織、市民・利用者、道路管理者、警察など
任期	1年	多くの事例が2年
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 市内循環バスに特化した協議ができる 各地区の意見を公平に聞くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 許可までの期間の短縮 手続きの簡便化 運賃の届出化
実施可能な運行方式	定時定路線型バス	定時定路線型バス デマンド型乗合タクシー 市有償運送

○近隣市町村の会議体設置状況

旭市、横芝光町、山武市、香取市、芝山町、東金市など